

野々市市監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市長から定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 2 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典
野々市市監査委員 大 東 和 美

- 1 定期監査の実施年月日 令和 2 年 11 月 18 日（水）
- 2 定期監査の結果報告書の提出年月日 令和 2 年 12 月 25 日（金）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 1 月 27 日（水）
- 4 措置を講じた部局 企画振興部地域振興課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（意見）	措置の内容
人事管理 野々市市観光物産協会が開催するイベントについては、市として様々な形で支援をされるようお願いしたい。	観光物産協会主催のイベント等については、今後も観光物産協会と業務の進捗状況を共有することで、業務を分担するなど超過勤務時間の削減に努める。